

ワタシがワタシでいられること アナタがアナタでいられること

～正しく知ろう～

多様な性 LGBTQ+のこと

LGBTQ+とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング等の頭文字をとったもので、性的少数者の総称のひとつとしても使われています。これらは個人の趣味や一過性のものではなく、本人の意思で変えられるものでもありません。

レズビアン
Lesbian

女性として
女性が好きな人

ゲイ
Gay

男性として
男性が好きな人

バイセクシュアル
Bisexual

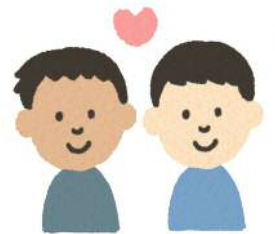
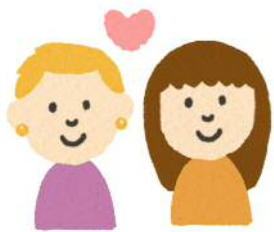
異性も同性も
好きになることがある人

トランスジェンダー
Transgender

からだの性とこころの性が
一致しない人

クエスチョニング等
Questioning+

自分自身の性のあり方について
答えが出ていない人等



だれもが持っている SOGI とは？

SOGI (ソジ/ソギ) とは、「性的指向 (Sexual Orientation)」と「性自認 (Gender Identity)」を略したものです。性的少数者も、そうでない人も、誰もが「SOGI」という、多様な性のグラデーションの中を生きています。「性別」は男か女のどちらかだと考えている人が多いのではないのでしょうか。ひとりひとりに個性があるように、その表れ方や組み合わせも十人十色です。

戸籍に記載された性別のこと。多くの人はこの「からだの性」を性別と捉えているのではないのでしょうか。

からだの性

女/男だけにとらわれず、自分の性別をどう思うかということ。性自認といいます。

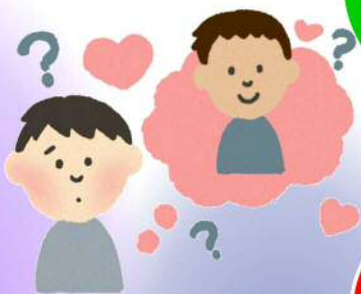
こころの性

好きになる性

どの性別が恋愛対象になるかということ。性的指向といいます。好きになる感情がない人もいます。

表現する性

言葉づかいやファッションなどの装いを自分自身がどのように表現したいかということ。それぞれ好みがあります。



▶カミングアウト

カミングアウトとは、自身が性的少数者であることを他人に打ち明けることです。現状では差別や偏見を受けることにつながりやすく、カミングアウトには困難が伴います。

カミングアウトするかどうかは本人が選択することで、強要されるものではありません。



▶アウトティングに注意

本人の許可なく、性的少数者であることを他人に話してしまうことをアウトティングといいます。もし誰かに相談した方が良かった場合でも、必ず本人の了承を得てから。アウトティングは重大な人権侵害となります。



▶ALLY (アライ) になろう

LGBTQ+を理解し、応援したい気持ちがあれば、誰でも ALLY (支援者/理解者) になれます。ALLY が増えることが、当事者の方たちも生きやすい社会の実現につながります。

- ・LGBTQ+について正しい知識を持つ。
- ・レインボーカラーのバッジなどを身につける。
- ・「男のくせに/女のくせに」など性別を限定するような言葉や差別する言葉を使わない。



▶どんなことに困っているの？

- ・周囲の目が気になって、自分が思っている性別のトイレや更衣室に入りづらい。
- ・同じLGBTQ+の人と出会う機会が少ない。
- ・同性パートナーが病院での面会を断られることがある。
- ・周りから偏見の目で見られる。
- ・ありのままの自分が家族や友人に認められないのではという不安や恐れがある。



令和3年
4月1日

越谷市パートナーシップ宣誓制度をスタートしました

「自分の周りに当事者はいない」そう思っていませんか？LGBTQ+の方は約11人に1人^(※)と、左利きの人と同じくらいの割合で存在すると言われています。性的少数者の多くの方は差別や偏見を恐れ、当事者であることを「言わない」「言えない」、あるいは子どもの頃から戸惑いを覚えながらも当事者と悟られないよう生活しているなど、様々な生きづらさを抱えています。

越谷市ではこうした性的少数者の方を応援するため、令和3年4月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。本制度は、一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。法律上の婚姻や相続、税金の控除などの権利や義務は生じませんが、自分らしく活躍できる一つのきっかけとなることを願っています。 ※電通ダイバーシティラボ 2020年調査結果



LGBTQ+について相談できる機関

【よりそいほっとライン】 一般社団法人社会的包摂サポートセンター
24時間、年中無休のフリーダイヤルです。

電話：0120-279-338 性的少数者の相談は、#4を押してください。

【セクシュアル・マイノリティ電話法律相談】 東京弁護士会
毎月第2・第4木曜日（祝祭日の場合は翌金曜日）の17時～19時

電話：03-3581-5515

